

勤労者住宅資金貸付制度及び利子補助制度

この制度は、熊谷市内に住宅を新築・購入または増改築・補修しようとする勤労者に対し、市から取扱金融機関（中央労働金庫）に資金を預託し、住宅資金の貸付を行うものです。

さらに約定通り返済している借入者に対して利子補助を行います。

貸付の条件（令和4年10月1日現在）

【無担保】

貸付利率	①固定金利制 年0.90%	②変動金利制 年2.715%
貸付期間	10年以内	15年以内
貸付金額	1,000万円以内	
返済方法	元利均等月賦償還（半年賦償還の併用もできます） *繰上償還もできます。（手数料は不要です）	
担保	不要です。	
保証	日本労働者信用基金協会の保証を利用します。 （保証料 0.73% 一括前払方式）	

【有担保】

貸付利率	③変動金利制 年1.865%（上限金利は、年5.0%です）	
貸付期間	35年以内	
貸付金額	1,500万円以内	
返済方法	元利均等月賦償還（半年賦償還の併用もできます） *繰上償還もできます。 （一部繰上償還の手数料は不要ですが、全額繰上償還は手数料がかかる場合があります）	
担保	貸付対象物件を担保とし、第1順位の抵当権を設定します。	
保証	日本労働者信用基金協会の保証を利用します。（保証料 0.24% 月次後受方式）	

利子補助の内容（勤労者住宅資金貸付制度の借入者のみ利用可能）

市内在住者	年間支払利子の25%以内を5年間補助
市外からの転入者	年間支払利子の50%以内を5年間補助

資金の用途

申込者が市内に居住するための住宅の新築・増改築・補修（太陽光発電設備等エコ住宅化のための設備の設置を含む）・購入（土地付住宅中古住宅、マンション購入を含む）、宅地取得のための資金
○住宅の新築や購入等については、建築基準法に適合するものであること

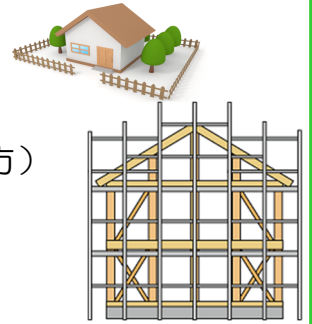
取扱金融機関：中央労働金庫 熊谷支店2階 融資部門 ☎048-522-2844

問合せ先：熊谷市産業振興部商工業振興課 ☎048-524-1111（内線477）

申込み資格

熊谷市内に居住、または居住しようとする勤労者（雇用契約関係にある労働者で、事業主は該当しません。）で次の条件のすべてに該当する方

- ①同一事業所に1年以上引続き勤務している方
- ②年令20歳以上60歳以下の方
家族収入を含み、毎月返済しながら生活の維持が可能な方
（安定継続した年収（前年税込み年収）が150万円以上ある方）
（取扱金融機関で審査があります。）
- ③市税を完納している方（市外から転入しようとする方については、納税証明書が必要です。）
- ④申込書は原則として工事着工前までに提出してください。



申込み受付

申込は金融機関で受付け、金融機関は仮審査の承認後、市役所商工業振興課へ申込書を提出します。

○受付期間 年度の受付限度枠に達するまで

○受付場所 中央労働金庫 熊谷支店（熊谷市本町1-179-1）

2階融資部門（平日9時～17時、土曜10時～17時 定休日 日曜・祝日）

☎048-522-2844

貸付の決定

市から資格審査結果通知書を受けた申込者は、6ヶ月以内に必要書類を添えて、中央労働金庫熊谷支店にて本申込の手続きを行ってください。

*6ヶ月以内に手続きをしない場合は、棄権とみなす場合があります。

☆利用に関する注意事項☆

- * 熊谷市では資格審査を行い、中央労働金庫において貸付に対する審査を行います。
- * 具体的な返済方法等につきましては、あらかじめ中央労働金庫にご相談することもできます。
- * 勤労者本人が住むための土地・建物が対象です。
- * 投機を目的とするものには利用できません。
- * 既に建築中・購入してしまった場合、借り替えの利用はできません。
- * 家屋のリフォームについても貸付の対象になりますが家屋外の工事は対象となりません。
- * 申込書は、中央労働金庫熊谷支店2階融資部門または熊谷市役所商工業振興課にありますので、お問い合わせいただくか、市のホームページからダウンロードしてお使いください。



熊谷市ホームページ
（勤労者住宅資金貸付制度）

増改築・補修の方へ【熊谷市住宅リフォーム資金補助金のご案内】



市内事業者に依頼した場合は「熊谷市住宅リフォーム資金補助金」の申請も可能です。税抜き工事費用の5%に相当する額（千円未満切捨て）を「まち元気」熊谷市商品券で交付します。交付限度額は10万円です。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

※勤労者住宅資金貸付制度の資金用途のうち、熊谷市住宅リフォーム資金補助金の対象としない事例もございます。例：太陽光発電設備等エコ住宅化のための設備の設置等